## ◎佐賀県条例第47号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年佐賀県条例第39号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(個人番号の利用)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、知事が処理する法 別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

改正前

## 2 略

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

改正後

(個人番号の利用)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に</u> 掲げる執行機関が処理する同表の右欄に掲げる事務及び知事が処 理する法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 略

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	<u>事務</u>
1 知事	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和

改正前	改正後		
	45年佐賀県条例第11号)第9条の規定による掛金の減額に関する事務であって規則で定めるもの   ウイルス性肝炎の患者に対する治療(規則で定める治療に限る。)に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
	4 知事又は教育   高等学校等就学支援金の支給に関する法律		
	5 教育委員会 佐賀県育英資金貸与条例(昭和36年佐賀県 条例第9号)第2条の規定による育英資金 の貸与に関する事務であって規則で定める もの		
	佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和23年   佐賀県条例第17号)第2条第3項の規定に   よる授業料の免除に関する事務であって規   則で定めるもの		
	7 教育委員会特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和29年法律第144号) による特別支援 学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの		

改正前			改正後							
<b>表</b> (第5条	関係)			別表第2 (第5条関係)			5条関係)			
情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報		情報機関	服祭 人	事務	情報提 供機関	特定個人情報	
1 知事	生活保護法 <u>(昭和25</u> 年法律第144号) <u>に</u> よる保護の決定及び 実施又は徴収金の徴 収に関する事務であっ て規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就 学奨励に関する法律 (昭和29年法律第 144号) による特別 支援学校への就学の ため必要な経費の支 弁に関する情報であっ て規則で定めるもの 略		1	知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就 学奨励に関する法律 による特別支援学校 への就学のため必要 な経費の支弁に関す る情報であって規則 で定めるもの	
2 略					2	略				

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定(「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める部分に限る。)は、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年佐賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に1号を加える改正規定中「第2項」を「第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」に改め、同条例第24条の4の改正規定中「又は」を「若しくは」に、「情報提供者」を「情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

3 住民基本台帳法施行条例(平成14年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後					
別表第2 (第3条関係) (1)~(10) 略 (11)から(13)まで 削除 (14) 佐賀県育英資金貸与条例(昭和36年佐賀県条例第9号)に 基づく資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの 者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (15)・(16) 略			別表第2 (第3条関係) (1)~(10) 略 (11)から(14)まで 削除 (15)・(16) 略 (17) 佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例(平成27年佐賀県条例第39号)別表第1の左欄に掲げる執行 機関のうち知事が処理する同表の右欄に掲げる事務 別表第3 (第4条関係)					
知事以外の執行機関	事務	נינל	知事以外の執行機関	事務				
略				略				
人事委員会	略		人事委員会	略				
			教育委員会	1 佐賀県育英資金貸与条例(昭和36年 佐賀県条例第9号)に基づく資金の貸 与を受けた者若しくはその保証人又は これらの者の相続人の生存の事実又は 氏名若しくは住所の確認(規則で定め る場合に限る。) 2 佐賀県個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例別表第1の左 欄に掲げる執行機関のうち教育委員会 が処理する同表の右欄に掲げる事務				